

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	武雄河川事務所ガソリン外単価契約
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 寺尾 直樹 佐賀県武雄市武雄町大字昭和7 4 5
契 約 締 結 日	令和 6 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	佐賀県石油協同組合 佐賀県佐賀市川原町8－2 7
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 1, 9 6 0, 3 7 2－
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 1, 9 7 2, 6 3 7－
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	年間予定額 1, 9 7 2, 6 3 7 円（単価契約）

随意契約理由書

1. 件 名 武雄河川事務所ガソリン外単価契約
2. 納 入 場 所 店頭渡し
3. 契 約 の 相 手 方 名 称 佐賀県石油協同組合
住 所 佐賀県佐賀市川原町 8-27
電 話 0952-22-7337
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第5項及び予算決令第99条
18号並びに同令第102条の4第7号
5. 理 由

武雄河川事務所において使用するガソリンについては、令和5年4月25日閣議決定「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項 3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮 (7) 中小石油販売業者に対する配慮及び 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項 2 組合の活用に関する基本的な事項 に基づき、中小企業者の受注機会の確保を図るため、官公需適格組合としての認証を受けている上記業者と契約するものであり、当該地区における石油製品販売業で官公需適格組合は上記業者以外にはない。

以上の理由により、会計法第29条の3第5項並びに予算決算及び会計令第99条第18号並びに同令第102条の4第7号により、佐賀県石油協同組合と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

武雄河川事務所 経理課長